

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案新旧対照条文

環境基本法（平成五年法律第九十一号）（附則第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（中央環境審議会） 第四十一条（略）</p> <p>2 中央環境審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第三十九号）、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第五号）、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第十号）、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第十一号）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）、循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第一百十号）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第 号）によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p>	<p>（中央環境審議会） 第四十一条（略）</p> <p>2 中央環境審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第三十九号）、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第五号）、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第十号）、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第十一号）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）、循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第一百十号）及び使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p>

3
·
4
(略)

3
·
4
(略)